

令和3年第2回北海道議会定例会 予算特別委員会〔経済部審査〕 開催状況

開催年月日 令和3年6月29日  
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員  
 答 弁 者 経済部長、環境・エネルギー局長、  
 環境・エネルギー課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 幌延深地層研究計画について</b>  <b>(一) 研究の具体的根拠について</b>                      (宮川委員)</p> <p>最初に、幌延深地層研究計画等について伺います。                      今年度の「幌延深地層研究の確認会議」において、現状よりも150メートル深い地下500メートルまで掘り下げて研究を行う計画が出され、日本原子力研究開発機構が説明を行っております。</p> <p>道は「なぜこのタイミングで500メートルの研究を行うことを決めなければならないのか」と機構に確認しておりますけれども、機構は「設計を行った結果、研究を行うことが必要と判断した」とこういう答えをしております。具体的根拠は示されておられません。機構の判断だけであり、道民に納得のいく説明とは到底言えないと考えますが、まず、この点についての見解を伺います。</p> <p><b>(二) これまでの追加掘削の説明と道の対応について</b>                      (宮川委員)</p> <p>機構は、深度500メートルで実施する研究について「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」に基づき研究を進めるとしてあります。深度500メートル以深について機構は1998年に策定された仮称「深地層研究所計画」に位置付けられ、令和元年度の確認会議においても「研究を行うことが必要とされた場合、500メートルの掘削を判断すること」とされています。</p> <p>道はこれまで500メートル掘削が行われる可能性を知るとい立場にあり、確認会議等でも了承しましたが、これまで機構にどのような説明を求め、どう確認をしてきたのか伺います。</p>	<p>(環境・エネルギー課長)</p> <p>深度500メートルでの研究の必要性についてであります。道では、4月に日本原子力研究開発機構から、深度500メートルにおける研究の実施に関する検討結果について説明を受けたところであります。</p> <p>その説明内容は、令和2年度の研究成果によって深度500メートルには350メートルとは異なる性質の地層が存在していることがより確かになったとし、地下坑道の設計・施工上の観点からより難しいと考えられる稚内層深部を対象として研究に取り組むことで、技術の信頼性向上を目的に、技術基盤の整備により一層貢献できるため必要であるとの内容であり、道では、説明を受けた翌日にその説明内容をホームページに公表したところであります。</p> <p>道といたしましては、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているか確認する必要があると考えており、現在、確認会議を開催し、質疑を行っているところであります。</p> <p>(環境・エネルギー課長)</p> <p>これまでの機構の説明などについてであります。平成10年に道に申し入れのあった「深地層研究所計画」においては、500メートル以深を目途に展開する試験坑道を主として、建設を進めると記載されていたところであります。</p> <p>令和元年度の確認会議では、道から深度500メートルでの研究について説明を求め、350メートルの調査坑道で各研究に取り組む中で、500メートルでも研究を行うことが必要とされた場合には、その掘削を機構が判断するとの説明を受け、確認したところであります。</p> <p>さらに、令和2年度の確認会議では、機構から、500メートルでの研究を実施するかどうかの判断をするための設計を開始し、その検討結果を踏まえ、令和2年度中を目途に判断するという説明を受け、道は、機構が判断した場合は、その内容、理由等について、確認会議において説明するよう求めたところであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(二) ー再 これまでの追加掘削の説明と道の対応について</b> (宮川委員) それでは1998年、平成10年当時に、500メートル掘削が行われる可能性を既に認識していたということであれば、研究期間が延長しうる可能性について、道は当時どのように認識されておりましたか。研究期間が延長されることもありうるとその当時から認識しておりましたか。伺います。</p> <p><b>(三) 研究期間の延長に対する認識と対応について</b> (宮川委員) 期間については概ね20年度と考えていたということでもありますけれども、500m掘削工事が何らかの事象により遅れが生じた場合、どう対応するのか道は確認会議で確認されているはずであります。機構からは、「必要に応じて工程への影響を最小限とする方策等についてご説明いたします」と回答していました。つまりこれは、説明さえすれば延長できると考えているのではないかと思います。北海道としては、どう認識して、機構に対してどう対応を求めるのか伺います。</p> <p><b>(三) ー再 研究期間の延長に対する認識と対応について</b> (宮川委員) 進捗については、確認するという答弁がありましたけれども、工期に影響を与える事象が発生した場合は、機構は必要に応じて対応策を説明するというものでありますから、これではさらに期間延長もありうることになりませんか。そういった事は容認できないのでありますが、機構は一概にどれくらい遅れたら、令和10年度で研究が終了しない可能性が生じるか、どういう状況になったら掘削の中止を判断するか、現時点ではお答えする事は難しい、とこう言っているようであります。これは研究期間内に、必ず研究を終えると機構は表明していないということでもあります。研究期間内での終了を、どう担保させるおつもりか伺います。</p>	<p>(環境・エネルギー課長) 研究に関する原子力研究開発機構からの説明についてでございますが、平成10年に道に申し入れのあった「深地層研究所計画」では、研究期間は概ね20年程度とされており、そのように受け止めていたところであります。</p> <p>(環境・エネルギー課長) 研究期間についてでございますが、機構からは、リスク対策を含めた工事期間を設定し、必要に応じて工程調整を行うなどして研究に必要な期間を確保しつつ、令和10年度までの研究期間を通じて必要な成果を得て、技術基盤の整備が完了するよう取り組むと説明があったところであります。</p> <p>また、工事の進捗につきましては、毎年度の調査研究計画や成果報告はもとより、ホームページに公開するなど情報発信を行うとし、工期に影響を与える事象が発生した場合は、速やかに道及び幌延町へ報告し、必要に応じて対応策を説明・公表するとの説明があったところであります。</p> <p>道といたしましては、深度500メートルの研究が行われる場合には、機構に対して透明性のある適切な対応や情報公開を求めるとともに、毎年度、確認会議で進捗を確認する必要があると考えております。</p> <p>(環境・エネルギー局長) 研究期間についてでございますが、機構からは、工事の進捗については、毎年度の調査研究計画や成果報告はもとより、ホームページに公開するなど情報発信を行うとし、工期に影響を与える事象が発生した場合は、速やかに道及び幌延町へ報告し、必要に応じて対応策を説明・公表するとの説明があったところでございます。</p> <p>道としましては、深度500メートルの研究が行われる場合には、機構から工事の進捗状況について、毎年度、確認会議において説明を求めまして、必要な質疑を行い、その内容を確認していく考えでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(四) 研究期間延長に伴う道の責任について</b> (宮川委員)</p> <p>2019年度の「幌延深地層研究の確認会議」において「一部研究に遅れがあったことなどにより成果が十分に得られていない研究がある」として、研究計画延長の必要性が確認されたとしています。研究期間延長を認める確認を行った道の責任についてはどのように認識しているのか伺います。</p> <p>(宮川委員)</p> <p>率直に言うと、研究期間延長を認めたという事について、責任についてと伺ったのですけれども、あまりその責任についての認識を示されなかったというふうに思います。</p> <p><b>(五) 埋め戻しについて</b> (宮川委員)</p> <p>掘削した後の埋め戻しについて、これまでの確認会議で道は質問しておらず、機構も何ら表明はしておりません。機構は「国内外の技術動向を踏まえて、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行うことを具体的工程として示します」と「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」において示しております。すなわち、研究終了ではなく、研究目的が達成されなければ埋め戻しは行わないと機構が表明したことに等しいと考えますけれども、道も同じ認識ですか。</p> <p>また、「地層処分の技術基盤の整備の完了」とはいつの時期ですか。道はどう認識し、機構にどう確認したのか伺います。</p> <p><b>(五) 一 再 埋め戻しについて</b> (宮川委員)</p> <p>ただ今も、研究期間内で技術基盤の完了が確認されるように進めると確認会議で表明しておりますけれども、研究期間期限内で研究を終了するとは、一度も表明されておりません。ただ今、9年間の研究期間と答弁がありましたけれども、9年間で研究を終えると機構は表明しておりますか。令和10年度までの研究期間を通じて、技術基盤の整備の完了が確認されるよう進めるといのは、機構の努力目標にすぎないのではないですか。2028年度までの研究期間と確認会議で確認しているのであれば、研究期間終了後、確実に埋め戻しを行うと、なぜ機構に約束させないのですか伺います。</p>	<p>(環境・エネルギー局長)</p> <p>研究期間の延長についてでございますが、令和元年度に道と幌延町は、確認会議を開催し、原子力機構からの研究期間延長の申し入れは、三者協定に基づく協議の対象になること、また、その内容は協定に反するものはないことを確認し、さらに、確認会議や知事と機構理事長との面談を通じ、研究終了後の埋め戻しについて、機構の「令和2年度以降の研究計画」に明記したことのほか、研究期間は9年間であることなどを確認したところでございます。</p> <p>引き続き、確認会議を公開の下で毎年度開催し、研究が協定に則り、計画に即して進められているかを確認し、その結果を公表してまいります。</p> <p>(環境・エネルギー課長)</p> <p>研究の終了についてであります。道の特定放射性廃棄物に関する条例では、特定放射性廃棄物は、処分方法が十分に確立されておらず、その試験研究を進める必要があるとしており、幌延深地層研究計画についても、三者協定を前提に、9年間の研究期間を通じて必要な成果を得て研究を終了していく必要があると考えております。</p> <p>また、これまでの確認会議で機構からは、「地層処分の技術基盤の整備の完了」については、「幌延深地層研究センターの地下施設において、調査技術やモデル化・解析技術が実際の地質環境に適用して、その有効性が示された状態を意味する」とこと、「令和10年度までの研究期間を通じて、技術基盤の整備の完了が確認されるよう進める」とことについて説明があり、確認をしたところでございます。</p> <p>(環境・エネルギー課長)</p> <p>研究期間の終了についてであります。道といたしましては、三者協定に基づく確認会議を公開の下で毎年度開催し、研究が協定に則り、計画に即して進められているかを確認の上、道民の皆様公表していくこととしており、機構の研究は、9年間で必要な成果を得て終了するものと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(六) 研究の着実な終了について</b> (宮川委員)</p> <p>500m掘削が行われる可能性を1998年仮称であります。「深地層研究所計画」で明記されておりました。研究期間までに終了させると言いながら、「研究が終了していない」と言えば研究が際限なく延長できる仕組みそのものが問題だと考えます。</p> <p>「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」において、さらなる研究期間の延長については明記されておられませんけれども、「地層処分技術基盤の整備の完了」が埋め戻しの要件とされています。明確な期日も定まっていない中で、さらなる研究期間の延長がないとどうして言えますか。研究終了が確実に行われるように機構に担保措置を求めるべきではありませんか。見解を伺います。</p> <p>(宮川委員)</p> <p>9年間で終了するものと考えるという答弁でありましたけれども、私はこれまでの経過からも、これ以上延長させない担保措置を求めるべきだということを伺いました。そこに対して直接の答弁はありませんでした。<u>さらなる延長が懸念されるというふうに思いますので、知事に直接伺いたいと思います。</u></p> <p><b>二 最低賃金について</b></p> <p><b>(一) 最低賃金基準の考え方について</b> (宮川委員)</p> <p>本年度の最低賃金について中央最低賃金審議会が6月23日、審査を開始いたしました。まず、はじめに最低賃金の考え方についてお示し願います。</p> <p><b>(二) 生活保護基準との比較について</b> (宮川委員)</p> <p>ただ今、生活保護に係る政策との整合性ということでありました。それでは、生活保護基準と比肩する最低賃金になるはずですが、実際のところ、どうなっているのか伺います。</p>	<p>(経済部長)</p> <p>研究の進捗についてであります。令和元年の知事と機構理事長との面談では、「令和2年度以降の研究計画は9年間」であることを確認し、面談の結果を文書化し、道、幌延町、機構の三者で議事録として公表するとともに、昨年1月の機構への計画案受入の回答文書においても、改めて「9年間の研究期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるよう取り組むこと」を求めたところでございます。</p> <p>道としては、今後とも、三者協定に基づく確認会議を公開の下で毎年度開催し、研究が協定に則り、計画に即して進められているのかを確認の上、道民の皆様公表していくことにより、機構の研究は、9年間で必要な成果を得て終了するものと考えております。</p> <p>(雇用労政課長)</p> <p>最低賃金についてであります。最低賃金法に定める地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない、労働者の生計費を考慮するに当たっては、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものと定めているところでございます。</p> <p>地域別最低賃金は、こうした原則をもとに、中央最低賃金審議会が示す目安額を参考として、地方最低賃金審議会が地域の経済状況や雇用動向等を勘案して行う答申を踏まえ、都道府県労働局長が決定するものです。</p> <p>(雇用労政課長)</p> <p>生活保護との比較についてであります。「北海道地方最低賃金審議会」においては、毎年、比較可能な最新のデータにより北海道内の最低賃金と生活保護との比較を行っておりまして、昨年の答申では、「平成30年度において北海道の最低賃金が生活保護を下回っているとは認められなかった」としているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>【指摘】</b></p> <p>下回っていないということでありませうけれど、ただ今おっしゃった北海道地方最低賃金審議会の審議に出された資料を見させていただきますと、それは18歳から19歳で単身世帯という条件のもとで計算されたものであります。</p> <p>ですから、母30代、子ども14歳と17歳の母子世帯、こういう世帯でお母さん一人が働いているという世帯はたくさんあると思いますが、札幌で家賃込みの保護基準は25万1千円です。これを時給に換算すると1,426円になります。これが保護基準です。最賃は保護基準を大きく下回ることになります。</p> <p>単身世帯だけの保護基準をもってして、最賃は保護基準を上回るとは言えないと、私はこれは限定された場合だけの考え方だということについて指摘をしたいと思います。</p> <p><b>(三) 最低賃金で働く雇用者について</b> (宮川委員)</p> <p>北海道では全国の中で、非正規労働者の割合が非常に多く、その多くが最低賃金近傍労働で働いていると認識しておりますが、その現状について、どう把握しているのか伺います。</p> <p><b>(四) 最低賃金引き上げを保留したことによる影響について</b> (宮川委員)</p> <p>昨年は、17年ぶりに最賃の引き上げをしなかったのですけれども、北海道における最低賃金を据え置いたことによる影響についてどう認識しているのか伺います。</p> <p>参考のために申し上げますが、海外ではアメリカ、それぞれ引き上げてますけど1,635円、フランスも引き上げて1,324円、ドイツも引き上げて1,379円、イギリスも引き上げて1,363円ということになって、これらの国々に共通して言えるのは、いずれも昨年度、経済成長を実現しているということでありませう。是非こういった点についても検討すべきだということをお願いしたいと思います。</p>	<p>(雇用労政課長)</p> <p>実態の把握についてであります。国が、平成27年10月に公表した最低賃金に近い水準で働く労働者の実態に関する調査の区分によりますと、平成26年の北海道における地域別最低賃金の1.15倍未満の賃金で働いている労働者数は27万6,731人と集計されております。</p> <p>(雇用労政課長)</p> <p>最低賃金の決定についてであります。最低賃金は、中央最低賃金審議会の目安額を参考に、地方最低賃金審議会が、地域の経済状況や雇用動向、賃金の引き上げに伴う企業への影響、生活保護に係る施策との整合性などを総合的に勘案し、慎重な検討の結果行う答申を踏まえ、決定されているものと認識しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(五) 地域間格差の推移について</b> (宮川委員) この20年間で本道の最低賃金はどう推移し、東京ではどうだったか、本道と東京との差はどのようになったのか伺います。</p> <p><b>(六) 労働力の流出について</b> (宮川委員) 最低賃金に差があるというだけではなく、それが拡大していることであります。労働力の流出が起きるのではないかと懸念をしております。地方の疲弊につながるのではないかと懸念をするものであります。賃金格差の影響について、どう認識されているのか伺います。</p> <p><b>(六) 一再 労働力の流出について</b> (宮川委員) 最低賃金の差が広がってきているのだということは問題があるのではないかと認識を私のほうからお示ししました。このまま今後とも広がり続けるということになると、そのことについて問題なしとお考えですか。</p> <p><b>(七) 全国一律最低賃金制度について</b> (宮川委員) 企業が賃金の支払い能力を高めることができるように支援していくことが重要だということは、決して否定するものではありません。しかしこのまま賃金の格差が広がり続けることについて、問題なしとするのかということでもあります。 私は、このまま広がり続けていくことは、地域間格差をますます広げる重大な事態につながっていくものというふうに考えます。この格差是正と、景気浮揚の一助とするためにも、国に対して全国一律最低賃金制度の転換へと求めるべきではありませんか、伺います。</p> <p>先ほど来、企業の賃金支払い能力について答弁がありました。私はそれに加えて、地方での最低生活、</p>	<p>(雇用労政課長) 最低賃金の推移についてであります。本道の最低賃金は、20年前の平成13年度は、637円でありましたが、現在は861円となっており、224円上昇しております。 また、東京都の最低賃金は、20年前は、708円でありましたが、現在は1,013円となっておりまして、305円上昇しております。 本道と東京都の最低賃金を比較いたしますと、20年前は71円、現在は152円と、差は広がっているところ です。</p> <p>(労働政策局長) 地域差についてであります。最低賃金は、経済状況や雇用動向、労働者の生計費や賃金、引き上げに伴う企業への影響などを勘案して行う答申を踏まえまして地域別に決定されており、結果として地域による差が生じているものと認識しております。 なお、本道における人口流出の要因としては、さまざまなものが考えられますが、若年層におきまして、就職や大学等への進学のため、道外に転出する方が多いことが主な理由と推測しております。</p> <p>(労働政策局長) 地域差についてであります。最低賃金は、経済状況や雇用動向、労働者の生計費や賃金、引き上げに伴う企業への影響などを勘案して行う答申を踏まえまして、地域別に決定されているところであり、道としては、企業が賃金の支払い能力を高めることができるよう、支援していくことが重要であると認識しております。</p> <p>(経済部長) 地域別の最低賃金についてであります。最低賃金は、経済状況、雇用動向、労働者の生計費や賃金、引き上げに伴う企業への影響などを勘案して行う答申を踏まえまして、地域別に決定されており、この最低賃金が遵守されることが重要と考えています。 このため、道としては、今後とも、北海道労働局とも連携をしながら、さまざまな広報媒体を活用し周知徹底を図ることに加えまして、中小企業が賃金の支払い能力を高めることができるよう、経営の安定化に向けて、支援機関による相談指導や経営相談、制度融資等による支援に取り組みますとともに、国に対し、最低賃金の引き上げを図る企業への助成制度の拡充を求めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>生活費について、改めて調査する必要があると思います。労働組合の調査では、東京と地方とほとんど差がないというような調査もありますので、そういった点からも、あるいは地方の疲弊を招かないためにも、全国統一の最低賃金が必要だというふう考えるものがあります。</p> <p><b>三 コロナ禍における支援策等について</b></p> <p><b>(一) 事業者支援について</b></p> <p>1 売り上げ減少の業種について (宮川委員)</p> <p>コロナ禍において、休業や時間短縮営業が要請されていますけれども、要請とは関係なく売り上げが減少しているという業種もあります。</p> <p>飲食・観光のみならず、リモートワークでクリーニングに出すものが減ったとか、人が集まる行事が減って生花店の売り上げが減少しているということもあります。</p> <p>どういった業種が、どの程度売り上げが減少しているのか、まず伺います。</p> <p>2 道支援金の拡充について (宮川委員)</p> <p>売り上げが落ちても、倒産に至らず踏みとどまっていられるのは、私は公的な支援によるところが大きいと考えますけれども、いかがか、伺います。</p> <p>さらに、売り上げが50%あるいは30%まで減少していないけれども、それで支援を受けられないまま、1年半にも及ぶ売り上げ減少が続いている事業者が相当数に及ぶと思われます。</p> <p>道特別支援金Bの対象者を広げるお考えはありますか。</p> <p>道特別支援金Aは、法人20万円、個人10万円、Bは法人10万円、個人5万円。</p> <p>これでは、50%あるいは30%の減少というのは埋め合わせることはできないと思います。金額についても拡充が求められていますけれども、どうお考えですか。伺います。</p>	<p>(経済調査担当課長)</p> <p>売り上げ減少の業種についてであります。道では、「企業経営者意識調査」によりまして、全道の企業経営者に対して、経営の現況と見通しにつきまして、四半期ごとにアンケート調査を実施しているところでございます。</p> <p>この中で、新型コロナウイルス感染症の影響につきまして調査をしております。令和3年4～6月期の調査におきましては、平年の同時期と比較した売上減少率に係る回答が、6月9日時点の中間集計で、全体としては、平均で20.3%の減少、業種ごとでは、減少率が大きい順から、サービス業が平均で33.8%、運輸業が18.3%、卸売・小売業が16.2%の減少となっているところでございます。</p> <p>(経済部長)</p> <p>事業者の皆様への支援についてであります。道が先般、金融機関等に行ったヒアリングでは、昨年からの道の無利子融資などによりまして、一定の手元資金を確保できている企業が多いと聞いているところです。</p> <p>一方、感染症の影響が長期化する中、中小・小規模企業を取り巻く環境はさらに厳しい状況となっており、全道の幅広い事業者の皆様には大きな影響が及んでいるものと認識しております。</p> <p>こうした中、道では、国の月次支援金の対象とならない幅広い事業者の皆様が経営を継続できるよう、今回、他の都県の取組を参考に、売上高が30パーセントから50パーセント未満減少した事業者の皆様を対象といたしまして、特別支援金に別枠を設け、支援することとしたところです。</p> <p>金額につきましては、売上が50パーセント以上減少した事業者の皆様を対象とした道の特別支援金Aや国の月次支援金のほか他の都県の例なども参考に、売上減少の割合も考慮して、特別支援金Aの半額としたものです。</p> <p>道としては、引き続き、伴走型の経営相談や専門家派遣といったきめ細かな中小企業への支援に努めますとともに、国や道の支援策の活用を促すほか、融資による資金調達の円滑化など各般の支援を行うなどしまして、厳しい経営環境にある幅広い事業者の皆様が経営が継続されるように取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(宮川委員) 一層力を注いでいただきたいと思いますけれども、ただいまの答弁の中でも、その支援金の他にですね、無利子融資などによって、企業を支えてきたということもありました。</p> <p>3 中小企業白書について (1) 金融支援について (宮川委員) 中小企業白書2021年版で「資金繰り支援は将来の要返済額を減らしたわけではなくて、支援を受けた中小企業は今後の返済に備える必要がある」としております。 これまで、無利子無担保融資などでようやく経営をつないできたという事業者が、追加融資や返済猶予を求めたけれども断られるという例が発生しております。どのように支援をしていくおつもりか、伺います。</p> <p>(宮川委員) 中小・小規模企業の金融の円滑化ということで、ぜひ、手厚い支援をお願いしたいと思います。</p> <p>(2) ITリテラシーについて (宮川委員) さらに白書では「多くの企業がIT人材を育成する体制を整えられていない現状がわかった」とこのように書いております。零細、個人事業者は非常に厳しい現状ではないかと思えますけれども、道の認識を伺います。</p> <p>(宮川委員) 小規模事業や個人事業者、非常にこの点では厳しいということでもあります。</p>	<p>(地域経済局長) 企業への金融支援についてでございますが、感染症の長期化による売上減少などにより、今後の企業の資金繰りは、予断を許さないものと認識しております。 このため、道では、これまで行ってまいりました金融機関に対する返済猶予などの柔軟な対応の要請に加え、今年度、企業が金融機関との対話を通じて策定した経営行動計画をもとに、金融機関からの伴走支援を得ながら経営改善を行う新たな融資を開始するなどして、企業の資金繰りを支援しているところでございます。 今後は、こうした取組のほか、新たに各地域で開催いたします金融機関などとの意見交換の場におきまして、地域の経済情勢や融資動向の把握に努めるとともに、新規の融資や既往債務の返済条件緩和などにつきまして積極的な対応を金融機関に直接要請するなどいたしまして、厳しい経営環境に置かれている中小・小規模企業の皆様の金融の円滑化に努めてまいります。</p> <p>(産業人材担当局長) 企業におけるIT人材の育成についてでございますが、社会経済のデジタル化が進展する中、道内の中小・小規模企業においても、ポストコロナを見据えた競争力強化に向け、ITリテラシーの向上や、IT人材の育成が重要となってきているものと認識しております。 このため、道では、MONOテクを通じ、企業の在職者向けに、ウェブデザインなど、ITの活用技術を習得する訓練を実施しておりますほか、AIやIoTなどの技術系人材の育成に向けたセミナーの開催などに取り組んでいるところでございます。 道といたしましては、さまざまな道内企業が、デジタル技術を活用できるよう、小規模企業の皆様も利用しやすい形でIT人材の育成を支援してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>4 酒類提供の手続きについて (宮川委員)</p> <p>札幌市内の飲食店において、酒類提供を行うために必要な手続きについてですけれども、まん延防止等重点措置の対象区域で酒類提供にあたっては、感染対策についての宣言を求めています。</p> <p>宣言書はダウンロードが必要であり、電子申請を求めています。</p> <p>小規模事業者や個人はただ今もあったとおりITを使えないということを取り上げましたけれども、一人で経営しているような事業所やスナックなど、電子申請を求めるといことはそもそも無理で、他の方法も認めるべきではありませんか。伺います。</p> <p><b>【指摘】</b> (宮川委員)</p> <p>ただいまの答弁で、「郵送による手続、代行手続などでサポートする」とおっしゃいましたので、それはそれでいいのですが、私、道のホームページを見させていただきましたが、道のホームページでは、この申請方法という欄があって、そこには、原則とついてはありますが、「申請方法 原則、電子申請で受け付けております」ところ書いてあるのです。それで、苦情が来ているのです。</p> <p>申請方法の欄は直ちに書き直して、是非親切に対応する必要があるということをお指摘しておきます。</p> <p><b>(二) 雇用対策等について</b></p> <p>1 青年労働者の実態と道の対策について (宮川委員)</p> <p>次に、雇用対策についてであります。日本民主青年同盟が実施した「青年政策提言プロジェクト」では、若者400人以上から働く実態についての声を集めました。コロナ危機による生活の変化について「苦しくなった」「少し苦しくなった」と答えた青年は計61%にのぼることが明らかになっています。</p> <p>アルバイトの20代青年は「コロナでシフトが減った」と語り、不安定な収入がコロナ禍でより苦しくなっている。職を失った青年は「面接が出来ず仕事を探せない」と困難に直面しております。</p> <p>このような若者の実態は無数に広がっており、本道においてもより深刻な実態であると考えます。北海道は青年労働者の実態についてどう認識して、これまでどのような対策を講じてきたのか伺います。</p>	<p>(企業活動支援担当課長)</p> <p>酒類提供の手続きについてでございますが、道では、国の対処方針等を踏まえ、6月18日の対策本部において、6月21日以降、一定の要件を満たした飲食店等にのみ酒類提供を可能としたところでありまして、短い準備期間で、酒類の提供を希望する飲食店等が宣言書の発行手続きを速やかに行えるよう、原則として、利便性が高いオンラインシステムを使用したところであります。</p> <p>そうした環境がない事業者の皆様に対しましては、手続き開始時点から、郵送による手続きや道による代行手続きなどでサポートするとともに、必要な要件を満たしているものの、宣言書の入手に時間を要する飲食店等につきましては、酒類提供開始後に宣言書の店頭掲示を行った場合であっても、時短要請等に伴う支援金を申請することは可能としておりまして、引き続き、厳しい経営環境にある事業者の皆様にご理解、ご協力が得られるよう、努めてまいります。</p> <p>(就業担当課長)</p> <p>若年労働者の就労支援についてであります。道では、各種調査をはじめ、ジョブカフェや労働相談ホットラインにおける相談対応などにより、感染症の長期化による雇用への影響把握に努めており、若年労働者を含めた雇用情勢は、休業や事業主都合の離職、求人の減少など、予断を許さない状況と認識しております。</p> <p>このため、道では、経済団体等を通じて事業主に対し、雇用調整助成金の活用による雇用の維持や休業手当の適正な支給について要請するとともに、離職を余儀なくされた方に向けては、カウンセリング体制を拡充するとともに、給付金付きの研修、オンライン企業説明会の開催といった、対策を講じてきたところであります。</p> <p>今後とも、雇用情勢に注視しながら、若年労働者の雇用や生活の維持安定に向け、国とも連携しながら取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>2 直接支援について (宮川委員)</p> <p>道はこれまで、雇用の維持について経済団体に要望する等の対応を行ってきたと承知をしているところがあります。しかし、現実には少なくない方々が職を失い、そのしわ寄せは非正規雇用など不安定な雇用に置かれている方に集中しております。企業へのお願いベースだけの取組では不十分と言わざるを得ません。家賃補助や給付型奨学金、困窮する学生に直接届く支援策等実施することも重要であります。</p> <p>雇用を失った方を救済する新たな支援対策について、早期に実施すべきものと考えますけれども、如何か見解を伺います。</p> <p>(宮川委員)</p> <p><u>コロナ禍における支援策について伺ってまいりましたけれども、更なる充実が必要であると考えます。そこで、最初に質問しました幌延の問題とともに知事に直接伺いたいと思いますので、委員長の取り計らいをお願いいたしまして質問を終わります。</u></p>	<p>(経済部長)</p> <p>雇用対策についてであります。道では、これまでも、感染症の影響により離職を余儀なくされた方々に向けまして、ジョブカフェにおきまして、きめ細かなカウンセリングやセミナーを実施するなど支援に取り組んできましたほか、Webを活用した企業説明会の開催や非正規労働者の迅速な再就職に向けた給付金付きの研修事業、人手不足が深刻な業種への労働移動の支援、こうした道独自の雇用対策につきましても積極的に展開してきたところです。</p> <p>今年度は、こうした取組に加えまして、ジョブカフェの相談体制を強化するとともに、給付金付き研修の対象者の拡大を図ったところがあります。</p> <p>引き続き、雇用情勢を適時、的確に把握しながら、国などとも連携し、道民の皆さまの雇用の維持・安定に向けまして、必要な取組を進めてまいります。</p>